

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定を 適用する診療所について

1 制度の趣旨

診療所の一般病床の設置または増床を行う場合、厚生労働省令で定める場合を除いて、都道府県知事の許可を要し、あわせて基準病床数による制限を受けている。

一方、医療法施行規則で定める一定の要件を満たすものとして、保健医療計画に記載された場合は、許可を要せず、届出により病床を設置することができることとされている。

2 兵庫県における取り扱い（平成25年11月28日改定）

今後、高齢化の進行等に伴い、医療・介護の需要が増加し、多様化することが見込まれる中で、地域医療に重要な役割を果たしている有床診療所の設置を促進し、地域医療の充実を図るため、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき、許可を受けないで一般病床の設置等が可能な診療所について、以下のとおり取り扱う。

(1) 許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所の類型

- ア 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- イ へき地に設置される診療所
- ウ 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると認められる診療所

(2) 病床の設置等に係る手続き

上記(1)に該当し、病床の設置等を希望する診療所については、地元医師会、市町及び圏域健康福祉推進協議会等において、地域において特に必要とされる有床診療所として意見を得た上で、医療審議会において、審議を行う。

審議の結果、病床設置等が適当と判断された診療所については、兵庫県保健医療計画にその名称及び所在地を記載する。

医療法施行規則第1条の14第7項に該当する診療所

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号の規定に基づき、許可を受けないで一般病床の新設または増床ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得て、兵庫県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。

【兵庫県保健医療計画（平成25年4月） p24 参照】

標記規定に該当する診療所は以下のとおりである。

圏域名	診療所名	所在地	新設／増床の別	新設／増床した病床数	現在の病床数	医療法施行規則における種別
阪神南	レディース&マタニティクリニック サンタクルス ザ シュクガワ	西宮市相生町 8-15	増床	10床	19床	周産期（第3号）
阪神南	宮本レディースクリニック	西宮市樋之池町 5-22	増床	2床	9床	周産期（第3号）
東播磨	あきこレディースクリニック	明石市上ノ丸 3丁目 11-8	新設	2床	2床	周産期（第3号）
東播磨	西村医院	加古川市野口町水足字松の内 1852	新設	19床	19床	在宅医療（第1号）
東播磨	新見眼科	明石市二見町東二見 901-1	新設	3床	3床	その他（第3号）
神戸	もりもと産婦人科クリニック	神戸市垂水区舞多聞西 5丁目 1-3	新設	15床	15床	周産期（第3号）

（平成28年6月15日現在）

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号に該当する 診療所の病床設置に係る規程について

○医療法（抄）

第七条

3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○医療法施行規則（抄）

第1条の14

7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法第30条の4第1項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下この項において単に『医療計画』という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- (2) へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

○兵庫県保健医療計画（抄）

<許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所>

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得て、兵庫県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。

なお、個別診療所名の保健医療計画への記載については、県のホームページに掲載するものとする。